令和6年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

～お客様から選ばれるバス会社を目指して～

西肥自動車株式会社

1.令和6年度 輸送の安全に関する基本的な方針

⑴　社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させることをはじめとし、社内において輸送の安全の確保について主導的な役割を果たしてまいります。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を充分に踏まえ社会的責任を果たしてまいります。
「安全はすべてに優先する」を行動指針とし、お客様への輸送の安全・安心・快適なサービスを提供いたします。

⑵　輸送の安全に関する計画の策定（Plan）・実行（Do）・点検（Check）・改善（Act）のPDCAサイクルを確実に実施し、また毎年度末に開催する安全マネジメント委員会（マネジメントレビュー）の結果に基づき、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2.輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況

⑴　令和5年度 輸送の安全に関する目標の達成状況について

①　車内事故による重大事故　　「ゼロ」

令和5年度、車内事故による重大事故は発生しておりません。
今年度も、社内ルールに基づいた指差呼称による車内確認、啓蒙案内等で車内事故根絶に努めてまいります。

②　施設・構内における事故　　「ゼロ」

令和5年度は、9件の施設・構内における事故が発生し、目標は達成できませんでした。
今年度においては、安全管理担当部署による事故傾向に対応した社内研修の充実と徹底した事故の原因究明を行うことと併せ、社内ルール（後退要領）を全運転者に浸透させ、施設・構内事故の根絶及び目標達成に向け更なる努力を重ねてまいります。

③　横断歩道上における事故　　「ゼロ」

令和5年度、横断歩道上における事故は発生しておりません。
今年度も、指差及び目視確認による確実な安全確認と動作が先行しない確認最優先による乗務員指導を継続して行い事故防止に努めてまいります。

⑵ 令和6年度　輸送の安全に関する目標

① **車内事故による重大事故**　　「ゼロ」
② **施設・構内における事故**　　「ゼロ」
③ **横断歩道上における事故**　　「ゼロ」

全社員が更なる安全意識の向上に努め、より一層お客様に安心して西肥バスをご利用いただくために、上記目標を令和5年度同様、令和6年度の目標とし、「お客様への安全輸送の提供」を徹底いたします。現状に満足することなく更なる安全を目指し、安全という終わりのない命題に向かい、日々自己研鑽に努めてまいります。事故再発防止については、運行管理者（補助者）研修、営業所単位での小集団活動の場においてそれぞれ確認し、確実に実施してまいります。

3.令和5年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和5年度は自動車事故報告規則第2条に該当する事故は発生しておりません。

4.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

⑴ 安全統括管理者（安全統括管理者不在の場合は安全管理部長）は、運行管理者を統括します。

⑵ 安全管理部は、安全統括管理者の指示を受け、各所属長・営業所長を通じて（もしくは直接運行管理者等を）指揮・監督し、運行管理業務全般を処理します。

⑶ 統括運行管理者（統括運行管理者不在の場合は運行管理者）は、安全管理部の指示により運行管理業務全般について処理します。
ただし、重要な事項が発生した場合は、安全統括管理者の指示を得て処理するものとします。

⑷ 運行管理者は、統括運行管理者の指示により運行管理業務全般を担当し、運行管理者補助者は、運行管理者の指示により、運行管理業務の一部（点呼執行等）を担当します。

⑸ 乗務員は、乗務員服務規程に従い、運行管理者等の指示を遵守し、輸送の安全確保に努めなければなりません。

※ 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については別添①を参照願います。

5.令和6年度 輸送の安全に関する重点施策

⑴ 重点施策

発車要領・後退要領の徹底

6.輸送の安全に関する取り組みについて

PDCAサイクルを活用した輸送の安全確保と旅客サービス向上への取り組み

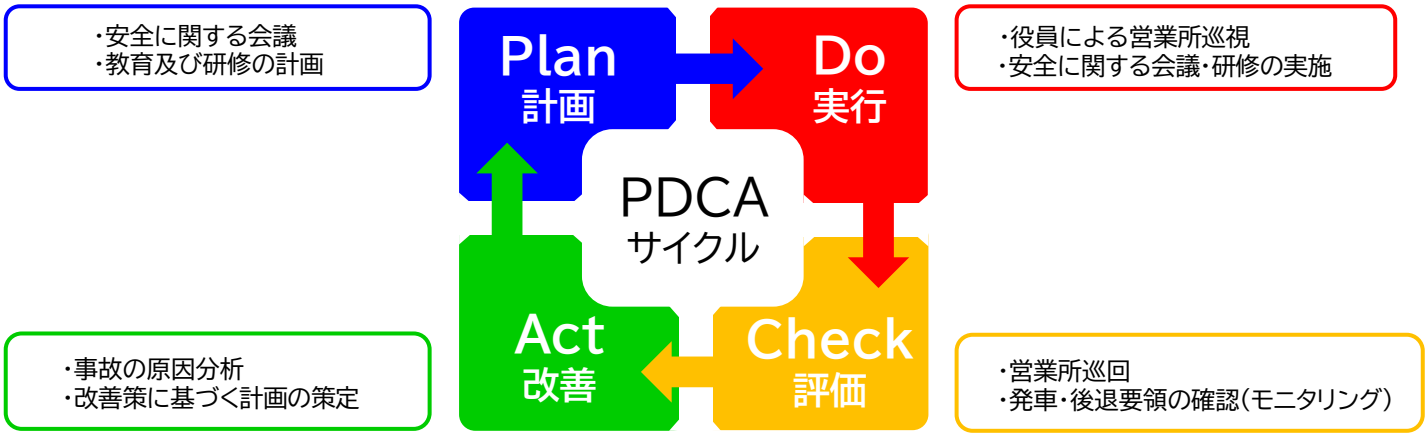

(1) 令和5年度 輸送の安全に関する教育及び計画

P・計画

① 令和5年度 輸送の安全に関する教育及び研修計画

部　門	名　称	対　象	内　容
経営トップによる職場巡視	役員巡視	全営業所	各交通安全運動期間及び安全総点検期間中に全営業所の巡視を実施。
	安全統括管理者巡視	全営業所	上記内容の他、適宜、各営業所及び重要箇所を巡視。運行管理面のチェック等を行った。
安全意識向上について	安全管理担当部署による早朝点呼立ち合い	全営業所	全営業所にて適宜実施し、点呼執行状況等の確認を行った。
	乗務監査・添乗指導	全営業所	安全管理担当部署が添乗し、安全運転技能及び接遇面の確認及び指導。
	飲酒運転防止策	全運転士	営業所長・副所長による飲酒運転防止・酒気帯び出勤防止等の個人面談指導実施。
		全従業員	出退勤時のアルコールチェック実施。(マイカー通勤者)
	健康管理の重要性	全従業員	年1回の健康診断、ストレスチェックの実施、保健師による健康指導の実施。
			脳MRI及び睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査等の費用は会社負担。
安全に関する会議	安全マネジメント委員会	社長をはじめとするマネジメント委員全員	令和5年度のマネジメントプランの確認およびマネジメントプランの進捗状況の確認。
	バス営業活性化推進委員会	全営業所長およびバス部門役員・管理職全員	毎月1回実施、各営業所の現状報告および事故等の原因究明・検証、運行管理体制の再確認。
	営業所運転士班長会議	全営業所全運転士班長	班長に対する安全管理面・接遇面の指導及び意見交換を行った。
教育・研修	営業所長研修	営業所長	営業所の安全管理体制の強化及び事故防止・接遇面・乗務員指導監督等について実施。
	運転士指導班長研修	全運転士指導班長	偶数月に、接遇面の向上と事故苦情の原因を究明し、指導班長としての意識向上を図った。
	外部講師による運行管理者研修	全運行管理者	運行管理者の安全に対する意識改革・レベルアップの研修を実施。
	事故惹起者研修	有責事故惹起者	有責事故惹起者に対し、机上にて事故原因の徹底究明、再発防止に向けた実技添乗指導実施。
	貸切運転士・ガイド研修	貸切運転士及びガイド(契約ガイド含む)	貸切乗務員(ガイド)としての心構えと安全及び接客接遇面の向上についての研修を実施。
	運転士登用訓練	新規採用運転士	新規採用運転士の初期教育の実施(訓練・教育期間については約90日) 安全とサービスに対する向上心の高い運転士を育成するための登用訓練を実施。
	高速運転士・貸切初任運転士登用訓練	新規登用運転士	高速バス及び貸切バス運転士として乗務するにあたっての机上及び実技訓練を実施。
	配属後フォローアップ研修	営業所配属2ヶ月を経過した全運転士	配属後2ヶ月を経過した運転士に対し、バス運転士としての心構えと運転技術の基本を再指導。
	エコドライブ研修	全営業所長	毎月1回実施。燃費向上を目的とし、毎月のデジタルタコグラフデータを基にした全運転士の運転特性を安全管理担当部署においてチェック。 研修時、全営業所長に対し指導要領について助言指導を行った。
	ヒヤリハット情報報告会	営業所長を含む運行管理者	3ヵ月に一度、営業所に寄せられたヒヤリハット情報を抽出し、情報の水平展開を図った。 (安全管理担当部署によるハザードマップ作成)
	適性診断受診者の個別指導	適性診断受診者全員	営業所長及び副所長による個別指導の実施、安全に対する意識の徹底を図った。
内部監査について	内部監査について	東部・北部・伊万里・長崎・平戸・新上五島各営業所	6営業所への内部監査を実施し、必要書類、点呼簿、乗務記録等の整理、保存状況について確認及び運輸安全マネジメントの進捗状況について確認。

⑵ 輸送の安全確保と旅客サービス向上に関する教育及び計画の実行

D・実行

① 役員による営業所巡視の実施

部　門	名　称	内　容
経営トップによる職場巡視	役員巡視	各交通安全運動期間及び年末年始輸送安全総点検期間中に全営業所の巡視を実施。
	安全統括管理者巡視	上記内容の他、適宜、各営業所及び重要箇所を巡視。運行管理面のチェック等を行った。

役員による営業所巡視

② 安全に関する会議・管理者研修の実施

部門	名称	内容
安全に関する会議	安全マネジメント委員会	令和5年度のマネジメントプランの確認及びマネジメントプランの進歩状況の確認。
	バス営業活性化推進委員会	毎月1回実施・各営業所の現状報告及び事故等の原因究明・検証、運行管理体制の再確認。
管理者研修	営業所長研修	毎月1回、輸送の安全確保に向けた取り組み内容の確保、ならびに運行管理者に求められる役割と労務管理の知識向上についての研修を実施。

安全マネジメント委員会

バス営業活性化推進委員会

営業所長研修

③ 乗務員教育及び研修の実施

研修・教育名	内容
新任運転士班長研修	班員に対する正しい乗務指導を行うため、模範となるよう安全確認を厳守し、事故防止に努めるよう研修を行った。
配属後のフォローアップ研修	配属後2ヵ月を経過した運転士を対象とし、運転の心構えと運転技術の基本を再指導した。
事故惹起者研修	有責事故惹起者に対しドライブレコーダーの映像を通じて事故原因についての検証を行った。併せて再発防止に向けた実車添乗指導を実施。
運転士登用訓練	新規採用運転士の初期教育の実施（訓練・教育期間については約90日） 安全とサービスに対する向上心の高い運転士を育成するための登用研修を実施。
高速路線バス運転士登用訓練	座学及び実技訓練を可能な限り実施。（3日～5日）
空港路線バス運転士登用訓練	座学及び実技訓練を可能な限り実施。（3日～5日）

運転士登用訓練

空港路線バス運転士登用訓練

高速路線バス運転士登用訓練

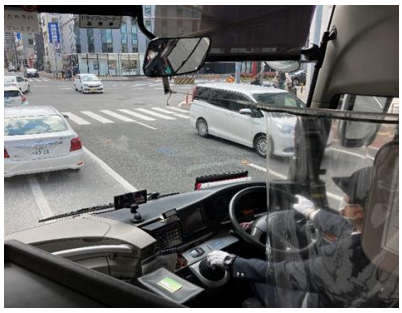
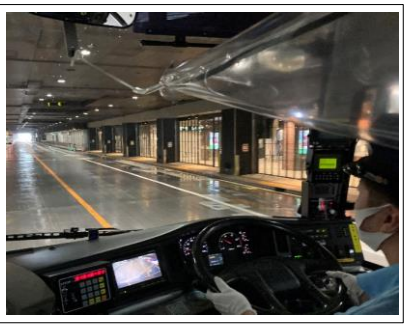

研修・教育名	内容
貸切バス初任運転士登用訓練	座学10時間以上、実技20時間以上実施。
貸切運転士・ガイド研修	貸切乗務員（ガイド）としての心構え・安全及び接客接遇の向上についての研修を実施。 併せて救命救急研修も行った。

貸切バス初任運転士登用訓練①
（座学による教養）

貸切バス初任運転士登用訓練②
（ドライブレコーダーによる指導）

貸切バス初任運転士登用訓練③
（高速道走行訓練）

貸切バス初任運転士登用訓練④
（夜間走行訓練）

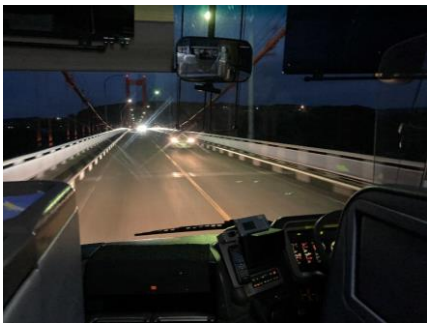

貸切初任運転士登用訓練に係る指導員の経歴	
登用日付	内容・経歴
平成　4年11月1日	西肥自動車株式会社へ入社
平成　5年　1月1日	乗合バス運転士登用
平成15年　4月1日	高速バス運転士登用
平成16年　4月1日	夜行高速バス運転士登用
平成17年　4月1日	貸切バス運転士登用
平成26年　6月1日	貸切班長登用
令和　5年　4月1日	安全管理部指導主任登用

貸切運転士・ガイド研修

貸切運転士・ガイド研修
（AED救命救急研修①）

貸切運転士・ガイド研修
（AED救命救急研修②）

⑶ 教育及び研修に対する評価

C・評価

部 門	名 称	内 容
運転士の安全意識向上について	安全管理担当部署による早朝点呼立ち合い	全営業所に対して適宜実施し、点呼執行状況等の確認を行った。
	乗務監査・添乗指導	安全管理担当部署が添乗し安全運転技能、接遇面の確認及び指導を行った。

① 安全管理担当部署による早朝点呼立ち合いの実施
毎月5日・15日・25日に安全輸送とサービス向上に向けての適切な指示が点呼時になされているかを確認するとともに、必要に応じた助言指導を行いました。

② 交通安全運動期間中の取り組み
各交通安全運動期間中において、車両故障等が発生しないよう整備部門による、運行前点検を実施しました。
また、街頭活動を通じ歩行者の保護、誘導を行いました。

安全管理担当部署による早朝点呼立ち合い

交通安全運動期間中の市内街頭活動

⑷ 令和5年度 適性診断の実施

種類	一般診断	初任診断	適齢診断	特定Ⅰ・Ⅱ	受診者数合計
人数	56	18	26	0	100

⑸ 危機管理及びリスク管理

項目	実施内容
ヒヤリハット 情報報告会の実施	ヒヤリハット情報を集約し、3ヵ月に一度、営業所長を含む運行管理者を出席させ情報共有及び事故防止を図るための情報報告会を実施。
車両・建物火災発生を想定した訓練の実施	車両・建物火災を想定した消火訓練及び緊急避難訓練等を実施。
新型コロナウィルス感染症対策の実施	社員の感染防止対策を実施するとともに、お客様への感染防止に向け、バス車内の外気導入並びに窓開けによる換気をはじめ、車両の消毒・抗菌・抗ウイルス加工の施工、運転席飛沫感染防止シートなどを装着することで感染予防に取り組みました。

ヒヤリハット情報報告会

ヒヤリハット報告に基づく
ハザードマップ作成

消火訓練

⑹ 健康管理対策

項目	実施状況
定期健康診断	全従業員に定期健康診断を受診させ、診断結果の把握をするとともに、必要に応じて再検査等の受診指導を行いました。深夜業務における運転士に対しては年に2回受診させております。
脳MRI検査	全運転士に対し、3年に一度受診。
睡眠時無呼吸症候群（SAS）簡易検査	全運転士に対し3年に一度、スクリーニング検査を実施し、検査結果をもとにした指導を運行管理者・保健師により行っております。
保健師による個別健康指導	保健師が適宜営業所を巡回し、個別に健康指導を実施。
ストレスチェック	年に一度全従業員に対しストレスチェックを実施。
視野障害対策	全運転士に対し目のセルフチェックを実施し、結果をもとにした眼科への受診勧奨を行いました。
歯科口腔スクリーニング	全運転士に対し、スクリーニング検査を実施し、検査結果をもとにした指導を運行管理者・保健師により行っております。

⑺ 令和6年度への反映

A・改善

令和5年度に取り組んだ内容を総括・分析し、改善が必要な部分については、改善策を講じ、令和6年度の輸送の安全に関する教育及び研修計画を策定しました。

部　門	名　称	対　象	内　容
経営トップによる職場巡視	役員巡視	全営業所	各交通安全運動期間及び安全総点検期間中に全営業所の巡視を実施。
	安全統括管理者巡視	全営業所	上記内容の他、適宜、各営業所及び重要箇所を巡視。運行管理面のチェック等を行う。
安全意識向上について	安全管理担当部署による早朝点呼立ち合い	全営業所	全営業所にて適宜実施し、点呼執行状況等の確認を行う。
	乗務監査・添乗指導	全営業所	安全管理担当部署が添乗し、安全運転技能及び接遇面の確認及び指導。
	飲酒運転防止策	全運転士	営業所長・副所長による飲酒運転防止・酒気帯び出勤防止等の個人面談指導実施。
		全従業員	出退勤時のアルコールチェック実施。（マイカー通勤者）
	健康管理の重要性	全従業員	年1回の健康診断、ストレスチェックの実施、保健師による健康指導の実施。
			脳MRI及び睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査等の費用は会社負担。
安全に関する会議	安全マネジメント委員会	社長をはじめとするマネジメント委員全員	令和5年度のマネジメントプランの確認およびマネジメントプランの進捗状況の確認。
	バス営業活性化推進委員会	全営業所長およびバス部門役員・管理職全員	毎月1回実施、各営業所の現状報告および事故等の原因究明・検証、運行管理体制の再確認。
	営業所運転士班長会議	全営業所全運転士班長	班長に対する安全管理面・接遇面の指導及び意見交換。
教育・研修	営業所長・副所長研修	営業所長・副所長	営業所の安全管理体制の強化及び事故防止・接遇面・乗務員指導監督等について実施。
	運転士指導班長研修	全運転士指導班長	偶数月に、接遇面の向上と事故苦情の原因を究明し、指導班長としての意識向上を図る。
	外部講師による運行管理者研修	全運行管理者	運行管理者の安全に対する意識改革・レベルアップの研修を実施。
	事故惹起者研修	有責事故惹起者	有責事故惹起者に対し、机上にて事故原因の徹底究明、再発防止に向けた実技添乗指導実施。
	貸切運転士・ガイド研修	貸切運転士及びガイド（契約ガイド含む）	貸切乗務員（ガイド）としての心構えと安全及び接客接遇面の向上についての研修を実施。
	運転士登用訓練	新規採用運転士	新規採用運転士の初期教育の実施（訓練・教育期間については約90日） 安全とサービスに対する向上心の高い運転士を育成するための登用訓練を実施。
	高速運転士・貸切初任運転士登用訓練	新規登用運転士	高速バス及び貸切バス運転士として乗務するにあたっての机上及び実技訓練を実施。
	配属後フォローアップ研修	営業所配属2ヶ月を経過した全運転士	配属後2ヶ月を経過した運転士に対し、バス運転士としての心構えと運転技術の基本を再指導。
	ヒヤリハット情報報告会	営業所長を含む運行管理者	3ヵ月に一度、営業所に寄せられたヒヤリハット情報を抽出し、情報の水平展開を図る。 （安全管理担当部署によるハザードマップ作成）
	適性診断受診者の個別指導	適性診断受診者全員	営業所長及び副所長による個別指導の実施、安全に対する意識の徹底を図る。
内部監査について	内部監査について	東部・北部・伊万里・長崎・平戸・新上五島各営業所	6営業所への内部監査を実施し、必要書類、点呼簿、乗務記録等の整理、保存状況について確認及び運輸安全マネジメントの進捗状況について確認。

⑻ その他の安全に関する取り組み

① 貸切バス安全性評価認定制度
当社は、公益社団法人日本バス協会の貸切バス事業者評価認定委員会で安全運輸に対する取り組みが優良と認められ、R4年12月19日に三ツ星の認定継続を受けました。

② 新型コロナウイルス感染症対策
光触媒コーティング（ナノゾーンコート）を、バス車内でお客様が手を触れられる箇所（手すり、肘置き、握り棒、シートベルト等）にコーティングしております。
これが菌やウィルス等を分解・不活化させ、バス車内での抗菌・抗ウィルス効果を発揮します。
この効果は、長期間持続するもの（8年間の効果持続を実証済み）です。

7.事故・災害等に関する報告連絡体制

※　事故・災害等に関する報告連絡体制については、別添②を参照願います。

8.輸送の安全に関する内部監査結果・措置内容

運輸安全マネジメントの実施状況等をチェックするため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。また、重大な事故・災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。

⑴　監査目的・・・西肥自動車(株)安全管理規定第15条ならびに第16条に定める輸送の安全に係る監督及び改善に関する規定に基づき輸送の安全性の向上を図ることを目的とした内部監査を実施し、安全管理体制の「適合性」と「有効性」を検証しました。

⑵　実施期間・・・令和6年3月9日・13日・14日・15日

⑶　対　　象・・・東部営業所・北部営業所・伊万里営業所・平戸営業所・新上五島営業所長崎営業所(6営業所)

⑷　実施内容・・・必要書類の保存・整理・記録状況・点呼の状況・安全に関する目標設定及び達成状況等について適正に管理・実施がされているかを確認しました。また、所属長に対し、輸送の安全に関する重点施策等の従業員への浸透状況及び安全マネジメント体制を維持するために必要な指導・教育が営業所において実施できているか等について聞き取り、確認しました。

⑸　監査結果・・・特に大きな指摘事項は無く、概ね適正であることを確認し、一部整備すべき書類があった営業所には、適正及び改善・是正の指示をしました。
また、事故防止に向けた取り組みを運行管理者が中心となり全営業所とも積極的におこなうこと、運行管理者と運転者との間のコミュニケーションを日頃から整え、営業所員への安全意識を向上させるため確実な対面点呼を実施することの指示徹底を図りました。

9.輸送の安全に関する投資実績及び予算

〈令和5年度 輸送の安全に関する投資実績〉

⑴ 令和5年度　運転士無事故表彰
⑵ SAS(睡眠時無呼吸症候群)簡易検査・脳MRI検査実施
⑶ 全従業員を対象としたストレスチェックの実施
⑷ 床面表示フイルム取付け(「車が止まってから席をお立ちください」の設置)
⑸ 社外研修機関の受講(NASVAコーチング研修)
⑹ 光触媒車内コーティング

〈令和6年度 輸送の安全に関する予算〉

⑴ 令和6年度 運転士無事故表彰
⑵ 全運転士、脳MRI検査費用負担・SAS(睡眠時無呼吸症候群)治療費負担
⑶ 床面表示フイルム取付け(「車が止まってから席をお立ください」の設置)
⑷ 全従業員を対象としたストレスチェックの実施
⑸ 社外研修機関の受講(安全運転中央研修所・NASVAコーチング研修)
⑹ 光触媒車内コーティング
⑺ バックセンサー取付け(後退事故防止対策)

10.安全統括管理者

常務執行役員　運行本部長　　中塚　武

11.行政処分等の公表について

令和5年3月3日に九州運輸局より下記の是正勧告を受け、再発防止に取り組んでおります。

〔違反内容及び違反条項〕

⑴ 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示の遵守が不適切であった。
(運転時間が2日間を平均し1日あたり9時間を超過していた。)
(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
● 再発防止策
勤務変更を行う際、前後の勤務状況を確実に確認し長時間勤務の連続にならないよう十分注意し、徹底をしております。

⑵ 乗務員台帳の記載事項に不備があった。
(最新の健康診断受診日の記載漏れ)
(道路交通法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)
● 再発防止策
健康診断受診結果受領時に乗務員台帳へ受診状況を即、記載し、その後再検査・要治療についての徹底した指導・後追いを行っております。

12.安全管理規程

安全管理規程については、別添③を参照願います。